

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年5月23日

横浜市契約事務受任者
みどり環境局長 鈴木 貴晶

1 契約の概要

白幡西緑地緊急対応業務委託

2 履行（納品）場所

神奈川区白幡西町68番3ほか

3 契約日

令和7年5月7日

4 履行日又は履行期間

令和7年5月7日から令和7年7月31日まで

5 契約金額

6,000,000円（概算）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称：相武造園土木株式会社 代表取締役 石黒 毅

所在地：横浜市神奈川区羽沢町1562番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該緑地の維持管理の実施に向けた樹木調査を行った際、民家屋根上に至るサクラの枯木が複数発見されました。枯木が倒れた場合、民家に被害を発生させるため、伐採と判断しました。枯木は法面の竹林中にあり吊し切り伐採ができず、維持管理業務委託内の伐採は困難な状況のため、随意契約により早急に除去することとしました。

8 契約の相手方の選定理由

令和7年度「横浜市内公園緑地等にかかる災害時の応急措置等の協力に関する協定」に基づく応急出動組織表の神奈川班の班長であるとともに、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できるため選定しました。

9 所管課

みどり環境局公園緑地事業課